

令和4年度補正予算
中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充
事業費補助金
公募要領

2023年1月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下、「補助金適正化法」という。)」、及びSIIが定める「中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金交付規程(S II－BAE222－01－230101－R。以下、「交付規程」という。)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきたいと存じます。

- ① 補助金に關係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願ひしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)。
- ⑦ 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑧ SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することができます。(個人・個人事業主を除く。)

一般社団法人環境共創イニシアチブ

目次

1. 事業概要

1-1	事業名称	5
1-2	事業の目的	5
1-3	予算額	5
1-4	補助事業実施スキーム	5
1-5	補助対象事業	6
(1)	登録診断機関要件	6
(2)	事業要件	6
(3)	専門家要件	7
(4)	準専門家要件	8
(5)	診断対象地域要件	8
(6)	診断対象者要件	9
1-6	補助対象経費の考え方	10
(1)	補助対象経費	10
(2)	補助率及び補助金限度額について	12
(3)	計画変更に伴う補助金額増減について	12
(4)	補助対象外となる経費	12
1-7	省エネ診断プランについて	13
(1)	「設備単位プラン」	13
(2)	「まるっとプラン」	13
1-8	省エネ診断メニューについて	14
1-9	支援活動の内容について	15
1-10	スケジュール	16
(1)	公募期間	16
(2)	補助事業期間	16

2. 交付申請以降の流れ

2-1	交付申請～交付決定	19
(1)	補助事業の公募	19
(2)	交付申請	19
(3)	審査	19
(4)	採択事業者の決定	19
(5)	交付決定	20
(6)	公表	20
(7)	事務取扱説明会	20
(8)	個人情報の利用目的	20
2-2	補助事業の開始～完了(補助事業開始以降の事務手続き概要)	21
(1)	補助事業の開始	21
(2)	補助事業期間中の事業内容の変更等	21
(3)	進捗状況の中間報告	21
(4)	中間検査	21
(5)	補助金の概算払い	21
(6)	補助事業の完了	21
(7)	実績報告・確定検査	21
(8)	補助金の支払い	21
2-3	補助金の支払い以降	22

3. 申請の方法

3-1	申請書類	25
3-2	申請方法	26
3-3	申請書類提出期間及び提出先	27
(1)	申請書類提出期間	27
(2)	申請書類提出先	27

別紙 個人情報の利用目的

参考 申請書類



1. 事業概要

1-1. 事業名称

令和4年度補正予算 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金

1-2. 事業の目的

2021年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」において、経済成長率1.4%を前提として想定した2030年度の最終エネルギー需要に対し、徹底した省エネ対策を実施することで、6,200万kWh程度のエネルギーを削減し、さらに2050年までにカーボンニュートラルを実現することが目標に掲げられている。産業・業務部門においては、非化石エネルギー導入の拡大とともに、まずは徹底した省エネ対策の実施による当該目標の実現が重要である。

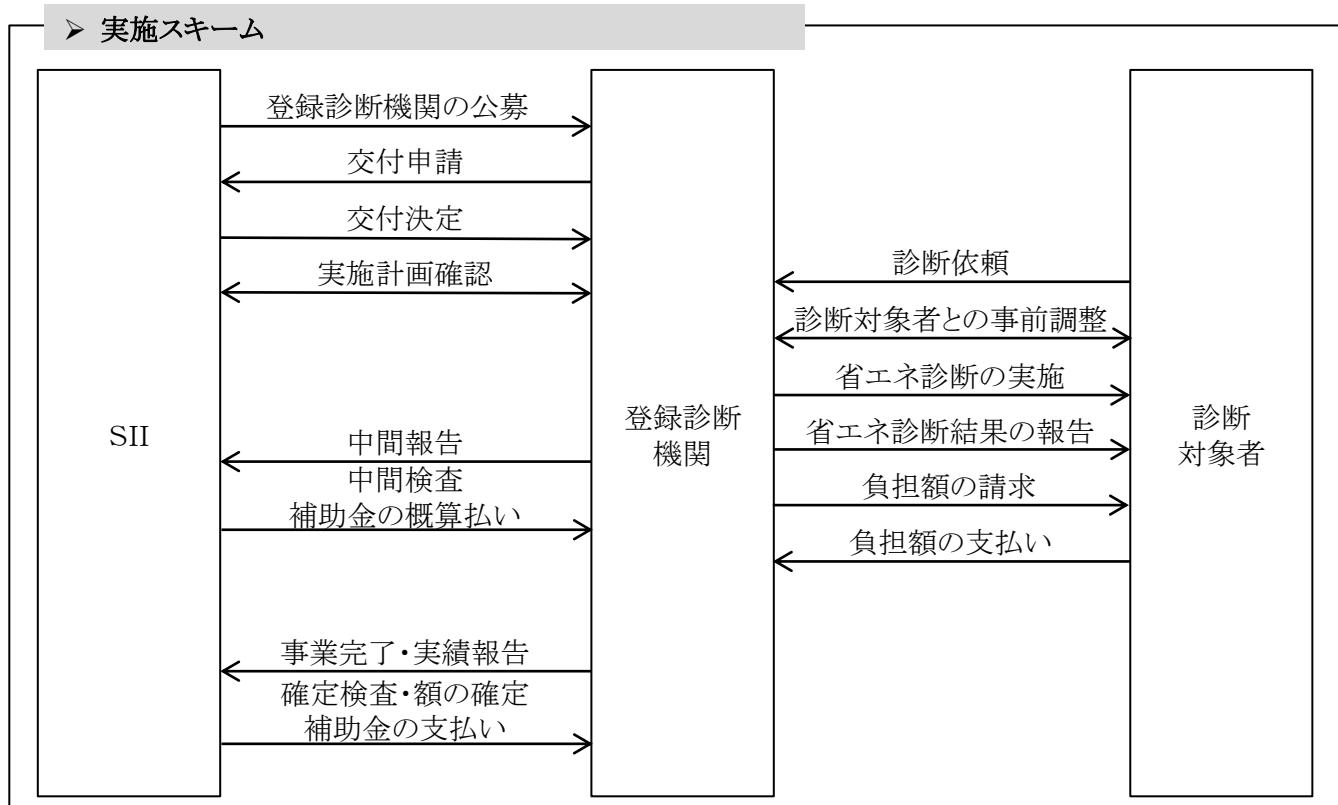
本事業は、エネルギー価格高騰等の影響を受ける中小企業等の工場・ビル等における管理状況の診断(以下、「省エネ診断」という。)を実施し、運用改善や設備投資の提案等(以下、「補助事業」という。)に要する経費の一部を補助することにより、内外の経済的社会環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的とする。

1-3. 予算額

約14億円

1-4. 補助事業実施スキーム

▶ 実施スキーム



【注意事項】 営業行為の禁止

本事業は、省エネルギーの推進を図るため、公的な国庫補助金を財源として行う補助事業の一環であるため、支援活動中における個別の商品の営業、見積もり、販売、設置活動などの営業行為、自らの法人・団体機関への利益誘導につながる行為は禁止とする。

万が一、診断対象者からの通報やクレーム等により、SIIが調査の上で該当行為があつたと判断した場合、補助対象経費の精算が認められない、あるいは登録診断機関及び専門家・準専門家の登録を解除する場合がある。

1-5. 補助対象事業

(1) 登録診断機関要件

本事業の間接補助事業者(以下、「登録診断機関」という。)として交付申請を行う者は、以下の要件を全て満たすこと。

① 国内において事業活動を営んでいる法人であること。

② 登録診断機関は、合理的な計画内容や過去実績から補助事業を実施する能力があると認められ、診断対象者に対して負担額を請求及び回収できる事業者であること。

③ 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合、もしくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者(注)を契約の相手方とすることは原則できない。(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)

(注) http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

④ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者でないこと。

⑤ 補助事業期間に最低10件以上の支援活動が可能な計画を有すること。

(2) 事業要件

補助事業の実施にあたって、登録診断機関は以下の要件をすべて満たすこと。

① 省エネ診断と報告書の作成、診断内容の報告等(以下、「支援活動」という。)を行うための拠点及び体制、適切な事務処理体制を有し、適正に補助事業の進捗管理ができること。また、補助事業完了までの適切な資金計画を有すること。

② 本事業で定めるサービス規約及びプライバシーポリシー等に同意できる登録診断機関であること。

③ 省エネ取組に係る課題を抱える中小企業等(以下、「診断対象者」という。)からの省エネ診断の申込受付窓口を設置及び運営し、中小企業等からの相談を受け付けること。

④ 診断対象者へ支援活動を行う前に、SIIが実施する診断前研修等を必ず受講すること。

⑤ 診断対象者の省エネルギー等に係る課題やニーズを抽出した上で、診断対象者の事業実施場所に専門家を派遣し、支援活動をきめ細やかに行うこと。

⑥ 支援活動を行うに当たり、体制内に省エネルギーに関する専門家を1名以上含むこと。
なお、体制に含む専門家は、登録診断機関の職員である専門家(以下、「内部専門家」という。)だけではなく、外部の団体等に所属する専門家(以下、「外部専門家」という。)も可とする。
事業期間中に新たに専門家を体制に加える場合は、必ず事前にSIIに確認すること。

⑦ 省エネ診断1件当たり、派遣する専門家は2名以内であること。

⑧ 登録診断機関が派遣する専門家は、原則、診断対象者の事業実施場所から最も近い拠点に所属する専門家を派遣すること。

- ⑨ 専門家は、省エネ診断1件当たり1名まで省エネ診断の実施を補助する者(以下、「準専門家」という。)を同行させることができる。
- ⑩ 報告書を作成の上、診断報告会を必ず実施すること。※診断報告会は診断対象者との協議の上、オンラインでの実施も可とする。
- ⑪ SIIが実施する診断対象者向けのアンケート、ヒアリング等に協力することについて、診断対象者から同意を得ること。加えて、登録診断機関もSIIの求めに応じてアンケート、調査等に協力できること。
- ⑫ 支援活動を終え、報告書の内容について検収を受けた後に請求書を発行し、診断対象者負担額を原則として、銀行振込により受領すること。
- ⑬ 本事業に関する中間報告、実績報告等をSIIが指定する期限内に対応すること。
- ⑭ 支援活動等の内容を公表できること。
※診断対象者の機密情報等及び個人情報等はこの限りではない。
- ⑮ 会計検査院による実地検査等の受検に際し、事業者として会社単位で誠実に対応すること。

(3) 専門家要件

診断対象者に対して、省エネ診断を実施できる能力・知識・経験等を有する者であって、以下の要件を全て満たす者であること。

- ① 登録診断機関の管理責任者の要請により、専門家として診断対象者に対し省エネ診断、アドバイス等を行うことができること。
- ② 本事業で指定する以下の資格を有する者、又は省エネルギー関連の実務について、10年以上の経験を有することを職務経歴書等で示せる者であること。

本事業で指定する資格	
技術士	ボイラー・タービン主任技術者
エネルギー管理士	管工事施工管理技士
建築士	配電制御システム検査技士
建築設備士	エネルギー診断プロフェッショナル
ガス主任技術者(甲・乙)	エネルギー診断プロフェッショナル(ビル実践)
電気工事士(1種)	ビル省エネ診断技術者
電気主任技術者(1種・2種・3種)	EMS審査員
電気工事施工管理技士	
その他上記に類する資格でSIIが認めた資格	

- ③ 外部専門家が所属している団体や企業等が、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
- ④ 支援可能な地域の都道府県に在住、又は勤務していない専門家を登録する場合は、合理的な理由であること。

(4) 準専門家要件

省エネ診断の実施を補助する者であって、以下の要件を全て満たす者であること。

① 登録診断機関に1年以上所属している職員であること。

② 省エネルギー関連の実務について、5年以上10年未満の経験を有することを職務経歴書などで示せること。

③ 登録診断機関の管理責任者の要請により、診断対象者に対し専門家が行う省エネ診断、アドバイス等の補助活動が行えること。

④ 支援可能な地域の都道府県に在住、又は勤務していない準専門家を登録する場合は、合理的な理由であること。

【専門家として活動する要件について】

以下いずれかの要件を満たした場合、登録診断機関が申告した上で、SIIにて確認後、専門家として活動することができる。

- a. 登録診断機関に所属する専門家が行う支援活動に、3回以上同行すること。なお、回数の集計単位は支援活動とし、原則、省エネ診断のみ、もしくは報告会のみの参加は認めない。
- b. SIIが指定する研修を1回以上受講すること。

(5) 診断対象地域要件

本事業において、登録診断機関が診断対象者に対して支援活動を行う診断対象地域は以下の要件を満たすこと。

- ① 診断対象地域の単位は都道府県とし、本店・支店を有する都道府県と、隣接する他の都道府県を診断対象地域とすることができる。
- ② 隣接しない他の都道府県を診断対象地域としたい場合は、SIIと協議の上で診断対象地域とすることができます。

(6) 診断対象者要件

本事業において対象となる診断対象者は、以下の要件を全て満たす事業者であること。

- ① 国内において拠点を有する法人であって、診断対象地域内で、現に事業活動を行っていること。
- ② 本事業で定めるサービス規約及びプライバシーポリシー等に同意し、登録診断機関を通じて申し込みをすることに同意した事業者であること。
- ③ SIIが実施するアンケート、ヒアリング等に協力できること。
- ④ 公的資金で支援する支援先として社会通念上適切と認められない者でないこと。
- ⑤ 原則として、「中小企業基本法に定める中小企業者(下表の各区分において、A又はBのいずれかの条件に該当する法人・個人事業主)」。又は、「会社法上の会社に該当しないもので、前年度もしくは直近1年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl未満の事業所」であること。なお、年間エネルギー使用量を診断対象者が把握していない場合、登録診断機関は、訪問する前に確認すること。

※ 中小企業であり、年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl以上の事業所である場合、診断対象者より、SIIが提供する「みなしだ企業に該当しないことの宣誓書」を入手すること。

区分(業種等)	A.資本金の額 又は出資の総額	B.常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

- ⑥ 以下のいずれかに該当する「みなしだ企業」でないこと。

- 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中・小規模事業者。ただし、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は、適用しない。
- 交付申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中・小規模事業者。
(注)みなしだ企業に該当しない場合は、補助事業者の責任においてその旨を宣誓すること。宣誓内容に虚偽があった場合には、SIIより補助金の返還を求める。

1-6. 補助対象経費の考え方

(1) 補助対象経費

登録診断機関が補助事業を実施する上で必要となる費用のうち、以下の経費について補助対象とする。なお、原則として、支払いは銀行振込とする。

区分	細目	内容
事業費	ア.省エネ診断費用 (専門家謝金等)	専門家が、診断対象者に対して行う支援活動に係る費用 ※設備単位プラン:48,000円/設備(設備単位は最大2設備まで) ※まるっとプラン :144,000円(3設備以上) ※各プランの詳細は、P.13を参照すること。
	イ.旅費	SIIが指定する研修参加や支援活動に係る専門家(準専門家を含む)の旅費 ※別途SIIが定める旅費規程に準じて、補助対象とする。
	ウ.研修費	専門家が実施する支援活動に準専門家が同行する際の費用(旅費を除く) ※10,000円/支援活動 (1人あたり原則3回までの同行を上限とする)
	エ.調整費	支援活動に至るまでの事前打ち合わせ等を調整する登録診断機関の費用 ※20,000円/支援活動

【消費税等の取り扱いについて】

- ・ 原則として、補助対象経費として認めない。ただし、申請者が以下 a～f のいずれかに該当する場合は、消費税等を補助対象経費に含めることができる。
 - a. 消費税法における納税義務者とならない者
 - b. 免税事業者
 - c. 簡易課税事業者
 - d. 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る)、消費税法別表第3に掲げる法人
 - e. 国又は地方公共団体の一般会計である者
 - f. 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する者

ア.省エネ診断費用(専門家謝金等)

省エネ診断費用は、P.13「省エネ診断プラン」を参照すること。

なお、省エネ診断費用には、「内部専門家が行う支援活動に係る費用」と、「外部専門家が行う支援活動に係る謝金」の2種類があり、各費用区分は以下の通り。

- 内部専門家が行う支援活動に係る費用は、省エネ診断費用総額の10分の9以内が補助対象経費となり、10分の1以内が診断対象者の負担となる。
- 外部専門家が行う支援活動に係る謝金は、省エネ診断費用総額の10分の9以内が補助対象経費となり、10分の1以内が診断対象者の負担となる。なお、外部専門家に支払う謝金は実費であること。

【留意事項】

- 登録診断機関は、診断対象者とのサービス規約に基づいた報告書等を作成しているか予め定めた検収方法と基準を確認の上、診断対象者へ報告書等を提出すること。診断対象者より検収書を受領した後、診断対象者に診断対象者負担額の請求を行うものとする。
- 登録診断機関は、支援活動で発生する専門家謝金等の全額を外部専門家へ支払った上で、SIIに対して補助対象経費として報告すること。また、当該支払証憑は補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保管すること。SIIが提出を求めた際は、これに従い、証憑一式を提出すること。
- 外部専門家への謝金は原則として、個人に対する報酬として、源泉徴収の上、本人名義の銀行口座へ振り込むこととする。ただし、法人等に所属する外部専門家(外注等は除く)に支援を依頼する場合は所属する法人に対する支払いも認める。なお、振込手数料は補助対象外とする。
- 外部専門家への謝金は、原則として消費税の課税対象とする。

イ.旅費

本事業の支援活動、及びSIIが指定する研修(実地研修)の参加に係る旅費は、SIIの定めた旅費規程等に従うこと。

なお、専門家の旅費は、省エネ診断1件当たり2名までを補助対象とする。

ウ.研修費

準専門家が支援活動を実施する上で必要なスキル・技能を習得することを目的とし、自身が所属する登録診断機関の専門家が行う本事業の支援活動に同行する際の人事費とする。

回数の集計単位は支援活動とし、省エネ診断のみ、もしくは報告会のみの参加は認めない。

なお、1人当たり原則3回までの同行を上限とする。

エ.調整費

支援活動の実施に向けたスケジュール調整やその他支援活動を通して発生する診断対象者との調整業務に係る人事費。省エネ診断1件あたり、20,000円とする。

(2) 補助率及び補助金限度額について

- ・ 補助率 : 定額
- ・ 補助金限度額 : 公募における交付申請額の合計額が予算額を超える場合には、総合評価の結果、減額して採択する場合がある。

(3) 計画変更に伴う補助金額増減について

- ・ 補助事業の進捗を踏まえ、交付決定時の事業内容(計画)を明らかに下回ることが見込まれる場合、SIIから交付決定した補助金額の減額(計画変更承認申請)を指示することがある。
- ・ 補助事業の進捗を踏まえ、交付決定時の事業内容(計画)を明らかに上回ることが見込まれ、交付決定した補助金額を増額しようとする場合は、予めSIIに計画変更の申請を行い、その承認を受けなければならない。

(4) 補助対象外となる経費

- ・ 他の補助金に計上した費用
- ・ 本補助金の申請及び補助金受給の手続き等に係る費用
- ・ 交付決定日前に発生した費用
- ・ 交付決定金額を超える費用
- ・ 事務所借料費、光熱費、電話代、インターネット利用料等の本事業以外で供用することができる費用
- ・ 本事業以外の補助事業・委託事業で実施される省エネ診断に係る費用
- ・ 他事業補助金の申請代行や、採択後の各種手続きの代行業務
- ・ 本事業の活動以外で作成した成果物に係る費用
- ・ その他SIIが補助対象外と判断したもの

1-7. 省エネ診断プランについて

(1)「設備単位プラン」

(税抜)

診断プラン	対象設備区分	単価	診断対象者負担額	補助対象経費
設備単位プラン	空調設備	各 ¥48,000	¥4,800	¥43,200
	照明設備			
	ボイラ・給湯器			
	工業炉			
	受変電設備			
	冷凍冷蔵設備			
	コンプレッサ			
	生産設備			
	給排水・排水処理			
	デマンド			

- 「設備単位プラン」は、対象設備区分のうち、最大2設備を対象とする。
- 対象設備区分数に応じた、経費の算出は、以下の通り。

例) 空調設備+照明設備を希望した場合

総額 : ¥48,000 × 2設備 = ¥96,000

診断対象者の負担額: ¥96,000 × 1割 = ¥ 9,600

補助対象経費 : ¥96,000 × 9割 = ¥86,400

(2)「まるっとプラン」

(税抜)

診断プラン	対象プラン	単価	診断対象者負担額	補助対象経費
まるっとプラン	節電プラン	各 ¥144,000	¥14,400	¥129,600
	節ガスプラン			
	組合せプラン			

- 「まるっとプラン」は、設備単位プランの設備区分を原則とした3設備をエネルギー種別毎、又は、エネルギー種別に限らず省エネ診断を行うものとする。

※4設備以上を対象とする場合は、診断対象者と協議の上、決定すること。

- 対象プラン毎の詳細。及び、対象設備区分数に応じた、経費の算出は、以下の通り。

節電プラン: 電気をエネルギー源とする設備を診断するプラン

※空調・照明のみ省エネ診断を行う場合は、設備単位プランを選択すること。

節ガスプラン: ガス(LPG、重油等を含む)をエネルギー源とする設備を診断するプラン

組合せプラン: エネルギー種別に限らず設備を診断するプラン

例) 空調設備+ボイラ+デマンドを希望した場合

総額 : ¥144,000 × 1プラン = ¥144,000

診断対象者の負担額: ¥144,000 × 1割 = ¥ 14,400

補助対象経費 : ¥144,000 × 9割 = ¥129,600

1-8. 省エネ診断メニューについて

設備区分に係る「省エネ診断基本メニュー」は以下の通り。

実施状況に応じて、これらの基本メニューをもとに省エネ診断を行うこと。また、「省エネ診断基本メニュー」に加えて、登録診断機関が独自設定する省エネ診断内容(以下、「省エネ診断独自メニュー」という。)を実施する場合は、あらかじめ交付申請時にSIIに申請すること。

※省エネ診断独自メニューに係る補助対象経費の追加は認めない。

※省エネ診断独自メニューのみの診断は認めない。

※各設備区分において、省エネ診断独自メニューは最大3件までとする。

設備区分	運用改善	投資改善
空調設備	設定温度の適正化	高効率空調機への更新
	フィルター等の清掃(室外機フィン清掃含む)	
	冷温水出口温度調整	
	外気導入量・換気量の適正化	
	室外機への散水、日射対策、移設	
照明設備	不要照明の消灯	高効率照明への更新
	照明の間引き	人感センサーの設置、照度センサーの設置
		個別スイッチ設置
ボイラ 給湯器	空気比の適正化	配管の保温
	蒸気圧力の適正化	高効率機への更新
	運転台数の削減	蒸気ドレンの回収、排熱利用
	設定温度の変更	
	減圧弁による供給蒸気圧の低減	
工業炉	空気比の適正化	炉体の保温・断熱
	設定温度範囲の適正化	排熱回収・利用
	炉内圧力の適正化	
受変電設備	変圧器の統合・休止	高効率変圧器への更新
		力率の改善
冷凍冷蔵設備	庫内温度の適正化	ナイトカバー等の設置
	冷凍冷蔵ショーケース消灯	高効率機器への更新
	除霜の適性化	
	冷蔵庫の詰込すぎ改善	
コンプレッサ	吐出圧力低減	高効率機器への更新
	漏れの低減	配管圧損の低減
	吸気温度の低減	
生産設備	待機電力の削減	ポンプ、ファン、ブロワーへのインバータ導入
	運転時間の短縮(アイドル時間削減等)	高効率機器の導入
	付帯設備の不要時停止	
給排水・排水処理	間欠運転、台数制御	ポンプへのインバータ導入
デマンド	デマンド機器の活用(見える化・分析)	BEMS、FEMSの導入

1-9. 支援活動の内容について

支援活動に係るフローは以下の通り。

なお、以下のフローに係る事務手続き及び書類作成等は、SIIが提供する補助事業ポータルで行うこと。

**研
診
修
断
前**

- 登録診断機関は、支援活動を開始する前に、専門家、準専門家に対してSIIが実施する診断前研修等を受講させること。各拠点の管理担当者などは任意とする。

**計
画
策
定**

- 省エネ診断の依頼を受けた登録診断機関は、診断対象者に対して、省エネ診断の実施に向けたスケジュール等を申込内容に沿って調整すること。
- また、診断対象者との調整が整い次第、省エネ診断の実施日、実施予定者（専門家及び準専門家）、実施概要等を明記した「省エネ診断実施前ヒアリングシート」を作成すること。
- 診断対象者との調整がつかず省エネ診断の実施に至らない場合は、速やかにSIIに連絡すること。

**省
エネ
診
断
実
施**

- 専門家は、「省エネ診断実施前ヒアリングシート」に基づき、省エネ診断を実施すること。
※省エネ診断の実施を補助する準専門家を専門家と同行させることができる。なお、省エネ診断1件当たりの同行可能な準専門家は1名までとする。
- 省エネ診断実施後は、「従事証明書（診断時）」に署名をもらい、補助事業ポータルにアップすること。

**診
断
報
告
書
作
成**

- 専門家は、省エネ診断終了後、診断結果を取りまとめ、「省エネ診断報告書」を作成すること。
＜診断結果の報告書作成時の留意点＞
 - 削減効果等を数値で示す場合は、積算根拠が明確であること。
 - 提案が具体的であり、容易に検討が可能であること。
 - 診断対象者が継続的に実施可能な提案内容であること。
 - 専門用語や略称は極力避け、平易な文章での説明を心がけること。

**報
告
会
の
実
施**

- 専門家は、診断対象者に対して、「省エネ診断報告書」の内容について報告会を実施すること。
- また、登録診断機関は、省エネ診断報告書の提出後、完了届を提出し、診断対象者に対して、実施内容が「省エネ診断実施前ヒアリングシート」の内容を満たしているかの検収を依頼すること。
- 登録診断機関は、診断対象者から省エネ診断の「検収書」を受領後、請求書を発行すること。この際、省エネ診断に係る負担額は銀行振込にて行うよう依頼すること。

1-10. スケジュール

(1) 公募期間

2023年1月13日(金)～2023年3月中旬頃(※1)

(2) 補助事業期間

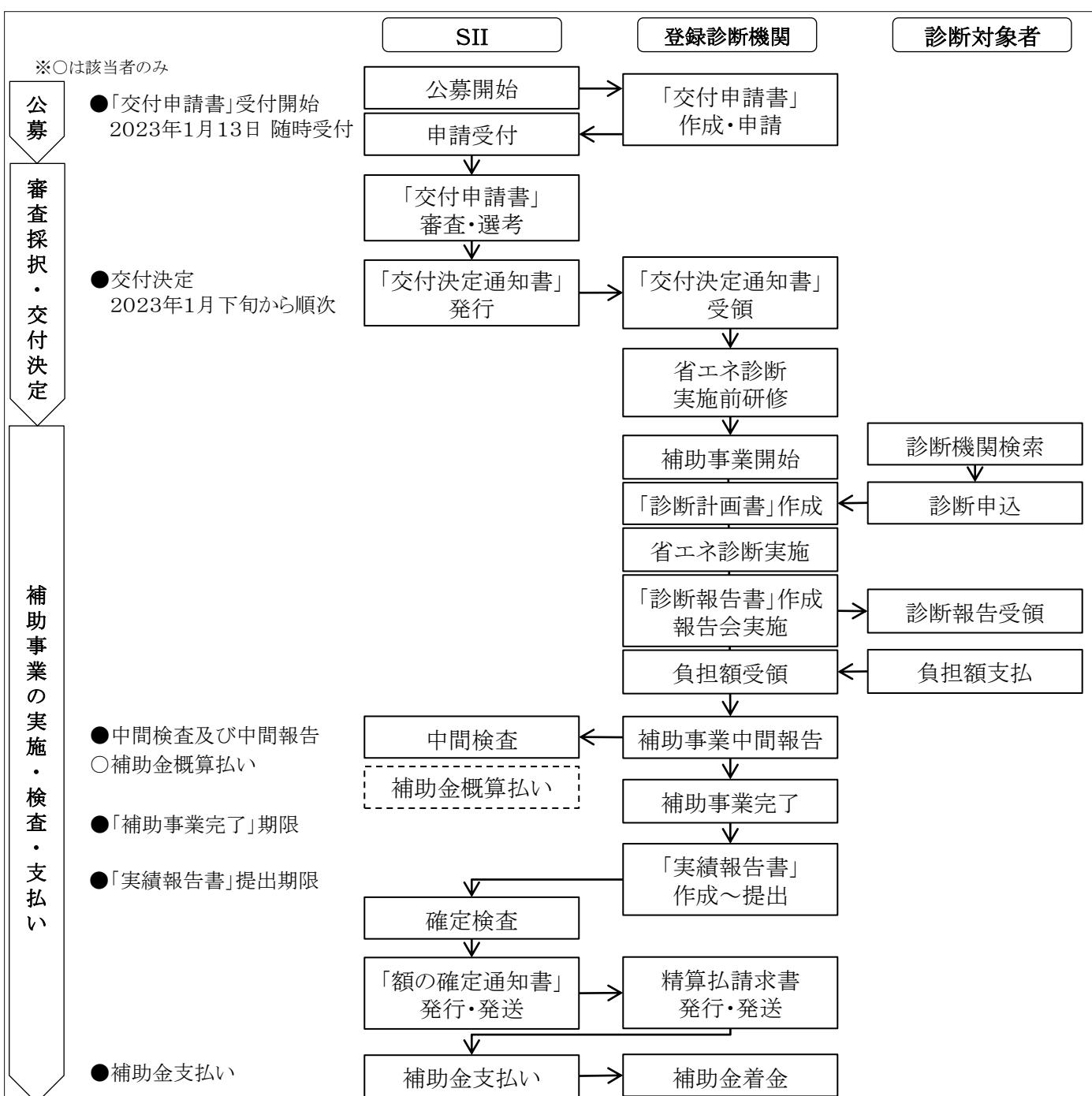
補助事業開始日：交付決定日

補助事業完了日：2023年3月中旬頃(※2)

補助事業実績報告書提出期限：補助事業完了日が確定次第周知する。

※1 事業繰越手続き完了後、2023年6月末まで延長予定。その場合には改めて周知する。

※2 事業繰越手続き完了後、2024年1月31日まで延長予定。その場合には改めて周知する。





2. 交付申請以降の流れ

2-1. 交付申請～交付決定

(1) 補助事業の公募

特設WEBサイト(<https://shoeneshindan.jp>)において一般公募を行う。また、同特設WEBサイトに適宜公募関連情報を掲載する。

(2) 交付申請

本事業の診断機関として交付申請を行う者(以下、「申請者」という。)は、特設WEBサイトより申請書類の様式をダウンロードし、電子ファイルを作成の上、メールにて送付すること。(詳細はP.25「3. 申請の方法」を参照)

(3) 審査

SIIは、以下の項目に従って審査を行う。

① 要件適合性(詳細はP.6からP.9を参照)

- ・登録診断機関要件を満たしているか。
- ・事業要件を満たしているか。
- ・登録する専門家及び準専門家は、専門家要件及び準専門家要件を満たしているか。
- ・計画で掲げた診断予定先は診断対象地域要件、及び診断対象者要件を満たしているか。

② 支出計画の妥当性

- ・適切な支出計画となっているか。(支出計画に補助対象外の経費や使途が不明瞭な経費が含まれていないか。)
- ・補助対象経費の根拠に妥当性があるか。

③ 補助事業の計画の妥当性・有効性

- ・診断対象者に対する支援活動に関する知識を有しているか。
- ・補助事業を遂行するための資金、資金調達能力を有しているか。
- ・補助事業の実施計画が現実的か。
- ・補助事業の実施体制が構築されているか。

(4) 採択事業者の決定

審査項目に従った審査の結果及び診断対象地域のバランス等を考慮し、審査を踏まえて採択事業者を決定する。なお、公募状況により予算額を超える場合には、申請された補助金額から減額して交付決定する場合がある。

(5) 交付決定

SIIは採択事業者に対し、交付決定通知書の送付をもって、補助金の交付決定について通知する（個別の問い合わせには応じられないで予め了承のこと）。

交付決定通知書を送付後に、必要な手続きを記載した事務取扱説明書を案内する。交付決定後は、その説明書に従って事業を実施すること。

【営業行為の禁止について】

本事業は、省エネルギーの推進を図るため、公的な国庫補助金を財源として行う補助事業の一環であるため、支援活動中における個別の商品の営業、見積もり、販売、設置活動などの営業行為、自らの法人・団体機関への利益誘導につながる行為は禁止とする。

万が一、診断対象者からの通報やクレーム等により、SIIが調査の上で該当行為があったと判断した場合、補助対象経費の精算が認められない、あるいは登録診断機関及び専門家・準専門家の登録を解除する場合がある。

【補助事業ポータルのアカウント発行について】

交付決定後、SIIは登録診断機関ごとに、補助事業ポータルのアカウントを発行し、登録診断機関に通知する。

補助事業ポータルにログインするには、SIIが発行する「アカウント」が必要となるので、大切に保管すること。

なお、補助事業ポータル操作方法の詳細については、別途公開予定の「(別冊)補助事業ポータルマニュアル」を参照すること。

(6) 公表

交付決定後、採択結果については事業者名、事業概要、補助金交付決定額等を特設WEBサイト等に掲載する。ただし、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は、原則公開しない。

gBizINFO（ジービズインフォ）

交付決定等の内容は、国のジービズインフォにおいてオープンデータとして原則公開される。

ジービズインフォ：<https://info.gbiz.go.jp>

(7) 事務取扱説明会

事務取扱説明会（交付決定以降の手続き及び事業実施方法の説明会）を開催する。開催日程等は採択事業者に別途連絡する。ただし、動画での対応となる場合がある。

(8) 個人情報の利用目的

別途SIIが定めるプライバシーポリシーに準ずる。詳細は、「別紙 個人情報の利用目的」を参照すること。

2-2. 補助事業の開始～完了(補助事業開始以降の事務手続き概要)

(1) 補助事業の開始

登録診断機関は、SIIから交付決定通知を受けた日以降に補助事業を開始する。

※交付決定日前に発生した経費は、補助対象にならない。

(2) 補助事業期間中の事業内容の変更等

本事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合は、予めSIIに報告し、その指示に従うこと。補助事業の進捗等を踏まえ、交付決定時の事業内容(計画)を明らかに下回ることが見込まれる場合、SIIから交付決定した補助金額の減額を指示することがある。

補助事業の進捗を踏まえ、交付決定時の事業内容(計画)を明らかに上回ることが見込まれる場合、SIIから交付決定した補助金額を増額しようとする場合は、予めSIIに計画変更申請を行い、その承認を受けなければならない。

(3) 進捗状況の中間報告

登録診断機関は、SIIの指示に従い、事業の進捗状況について中間報告を行うこと。

(4) 中間検査

中間検査においては、登録診断機関が本事業のために使用した費用のうち、公募要領において認められた経費の使用状況を確認する(経理書類及び証憑類の確認、面談による費用の使用実態についての確認等)。

(5) 補助金の概算払い

補助金の支払いは、原則として精算払いとするが、中間検査内容に問題がなければ、概算払いを希望する登録診断機関に対し、補助金の概算払いを行う。

(6) 補助事業の完了

補助事業実施期間の期限をもって、補助事業の完了とする。ただし、当該期限の前に交付申請で掲げた目的と事業内容が達成された場合は、この限りでない。

(7) 実績報告・確定検査

登録診断機関は、SIIが定める期日までに、補助事業の実績報告書をSIIに提出すること。

SIIは、補助事業の実績報告書を受理した後、確定検査(書類検査及び現地調査等)を行い、補助金の交付決定の内容、及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により補助事業者に通知する。

また、実績報告において、交付決定時、又は計画変更後の事業内容(計画)と活動実績に大きな乖離がある場合は、理由書提出の他、面談を行い乖離の理由の説明を求めることがある。

(8) 補助金の支払い

SIIは、確定通知書を通知後、登録診断機関に補助金を交付する。

2-3. 補助金の支払い以降

- ・ 補助金の支払いに際し整備した帳簿及び全ての証拠書類については、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、他の経理と明確に区分して保管すること。
- ・ 登録診断機関は、補助事業終了後においてもSIIの指示に従い、診断対象者への支援実施状況等について報告すること。
- ・ 成果普及を目的とした経済産業省等が実施するイベント等への参加を依頼された場合は、協力すること。
- ・ 登録診断機関は、会計検査院による実地検査等の受検に際し、事業者として会社単位で誠実に対応すること。
- ・ 補助金の支払い以降、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給したと疑われる状況が発覚した場合には、SIIとして、補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施する。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還しなければならない。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を講じるとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがある。



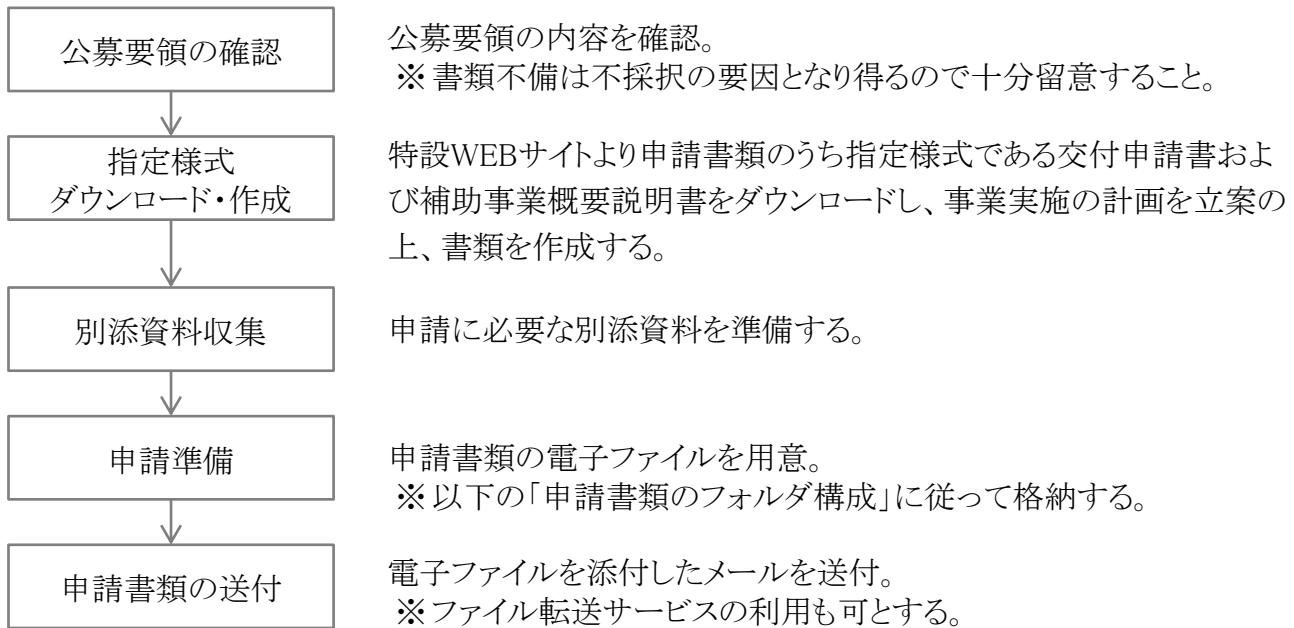
3. 申請の方法

3-1. 申請書類

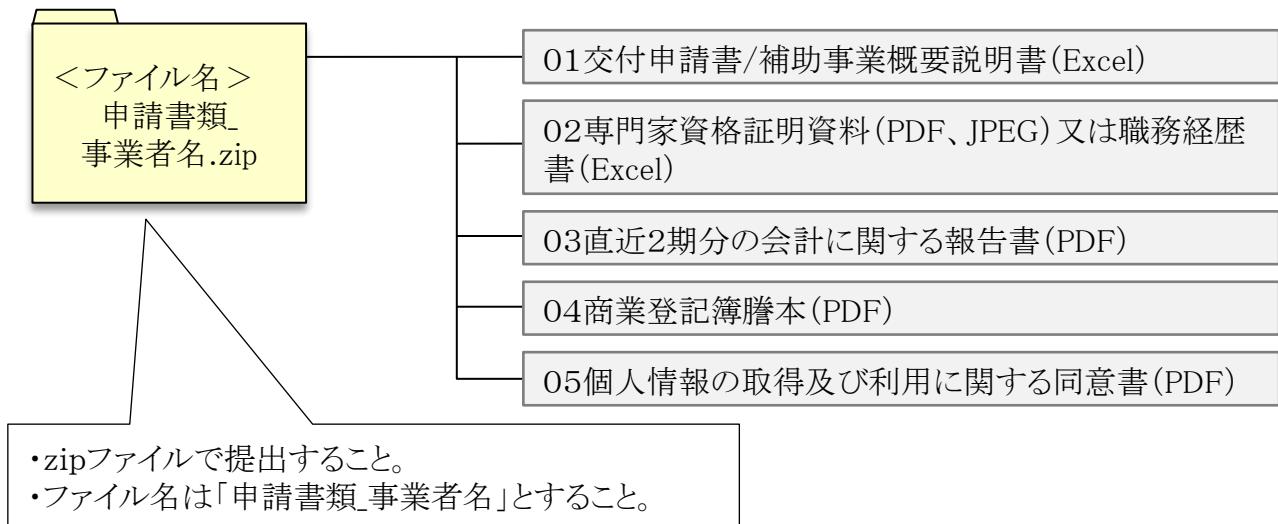
文書番号	書類名称	書式	備考
様式1	交付申請書	指定	
別紙1	交付申請書 (補助事業に要する経費、 補助対象経費及び補助金の 配分額)	指定	
別紙2	交付申請書 (役員名簿)	指定	
様式2-1	補助事業概要説明書 (申請者情報/省エネ診断等 の実績/事業実施計画)	指定	特設WEBサイトから指定様式(Excel) をダウンロードし、記入例に沿って作 成すること。
様式2-2	補助事業概要説明書 (診断メニュー情報)	指定	
様式2-3	補助事業概要説明書 (拠点情報)	指定	
様式2-4	補助事業概要説明書 (内部専門家・準専門家情報)	指定	
様式2-5	補助事業概要説明書 (外部専門家情報)	指定	
別添1	専門家 資格証明資料	自由	専門家が有する資格証明書(写し可) または職務経歴書
別添2	職務経歴書	自由	特設WEBサイトから推奨様式(Excel) をダウンロード、もしくは独自に様式を 用意すること。
別添3	直近2期分の会計に関する 報告書	自由	財務諸表等
別添4	商業登記簿謄本	—	発行から6ヶ月以内のもの(写し可)
別添5	個人情報の取得及び利用に 関する同意書	指定	特設WEBサイトから指定様式(PDF)を ダウンロードし、内容を確認の上、署 名すること。

3-2. 申請方法

申請者は、公募期間中に申請書類を電子ファイルにて作成した上、電子ファイルをメールにて送付すること。



【申請書類のフォルダ構成】



3-3. 申請書類提出期間及び提出先

(1) 申請書類提出期間

2023年1月13日(金)～2023年3月中旬頃(※)

※事業繰越手続き完了後、2023年6月末まで延長予定。その場合には改めて周知する。

(2) 申請書類提出先

電子ファイルは、以下のメールアドレス宛てに送付すること。

<メールアドレス>

shindan@sii.or.jp

<件名>

(事業者名)令和4年度補正予算 省エネ診断拡充事業交付申請書

<宛先>

一般社団法人環境共創イニシアチブ 省エネ診断 担当宛

※問合せについては、以下の専用アドレスを使用すること。申請用のメールアドレスとは異なるため、十分留意すること。

<メールアドレス>

shindan_info@sii.or.jp



別紙 個人情報の利用目的

個人情報の利用目的について

1. 個人情報の取得について

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)は執行する令和4年度補正予算 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金(以下「本事業」という。)の実施のため、以下「2.」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得します。これらの取得した情報を、「3.」に記載する利用目的で利用し、「5.」に記載する範囲・目的で提供することに、申請者は同意するものとします。

SIIの個人情報保護方針(プライバシーポリシー)は以下をご確認ください。

<https://sii.or.jp/privacy/>

2. 取得する情報

2-1 申請者の情報

SIIは、本事業の実施期間に、申請者から以下の情報を取得します。以下の取得情報に外部委託先等の情報が含まれる場合は、SIIへの提供及びSIIから国等への提供に対して申請者が委託先等へ適切な同意を取得するものとします。

- ① 申請者の氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、口座情報等の情報
- ② 省エネ診断を実施する専門家(準専門家を含む)の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、所有資格等の情報
- ③ 実施可能な省エネ診断のプランの情報
- ④ 省エネ診断の実施が可能な地域の情報
- ⑤ その他、本事業に必要な情報

2-2 診断対象者の情報

SIIは申請者から、診断対象者の以下の情報の提供を受けます。申請者はSIIへの提供及びSIIから国等への提供に対して診断対象者から適切な同意を取得するものとします。

- A) 診断対象者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の情報
- B) 診断対象者の工場・ビル等における使用設備、またその台数、稼働状況等の情報
- C) 診断対象者の工場・ビル等におけるエネルギー使用量、及びエネルギー削減ポテンシャル等の情報
- D) その他、省エネ診断に必要な情報

3. 利用目的

SIIは「2.」で取得した情報を以下の目的で利用します。

- ① 本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握等
- ② SIIの各種情報案内、アンケート・調査等の実施
- ③ 本事業における申請状況の確認、効果分析
- ④ 省エネルギー・省CO₂に資する調査・研究等
- ⑤ その他、本事業の運営に必要な業務

4. 第三者への提供について

取得した個人情報は、以下の場合および「5.」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行いません。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、ご本人に同意いただいたものに限ります。

- ① 法令により提供を求められた場合
- ② 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ③ 国の機関又は地方公共団体又はその委託先を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

5. 本事業における提供先及び提供情報について

本事業では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに※1提供します。各提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行います。

提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法	備考
国等	・本事業の申請状況・効果分析 ・その他省エネ・省CO2に資する調査・研究等	2. 2-1 ①～⑥ 2. 2-2 B)C)D)	メール、WEBストレージ等	
一般	・交付決定事業者名、事業内容、交付決定金額の確認	事業名、事業者名、交付決定金額 等	SII HPへの掲載	
学校法人、行政機関、研究開発を業とする法人等	・学術・研究・調査・商品/サービス開発等	2. 2-1 ①と②の住所のうち、市区町村まで、③～⑥ 2. 2-2 B)C)D)	SII HP データ提供専用サイト	提供先の会社名、連絡先を取得した上で、利用目的を明示し、同意を取得した方のみ

※1 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1:1で紐づく情報は個人情報として扱う

※2 「8.」に示す外部委託先は提供先として扱わない

6. 匿名加工情報の提供について

本事業では、SIIのホームページ等で本事業における実績・成果の公表等を目的として、「2.」で取得した情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行った上で、外部へ提供する場合があります。

提供時には、利用目的を明示し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得します。

SIIの匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下をご確認下さい。

https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html

7. 個人情報提供の任意性

個人情報が提供されない場合、利用目的を遂行できないことがあります。

8. 外部委託

ご提供いただいた個人情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することあります。委託会社等に対しては、適切な管理及び保護を行います。

9. 開示請求等について

SIIが保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応いたします。手続きは下記の相談窓口までご連絡ください。ご請求内容を確認の上、対応いたします。

<相談窓口>

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

個人情報取扱管理担当

p-support@sii.or.jp



參考 申請書類

この書式は、特設WEBサイトからダウンロードの上出力のこと。

(様式第1)

申請日 2023 年 月 日

一般社団法人環境共創イニシアチブ
代表理事 村上 孝 殿

住 所

名 称

代表者等名

令和4年度中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金
交付申請書

中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金交付規程（S I I - B A E 2 2 0 - 0 1 - 2 3 0 1 0 1 - R。以下「交付規程」という。）第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。
なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金交付要綱（2022年1月10日財資第2号）及び交付規程の定めるところに従うことと承知の上、申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容

補助事業概要説明書による。

2. 補助事業の実施計画

補助事業概要説明書による。

3. 補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費

円

(2) 補助対象経費

円

(3) 補助金交付申請額

円

4. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（別紙1）

5. 補助事業の完了予定日

交付決定日 ~ 2023年3月中旬頃

※事業繰越承認が得られた場合、2024年1月31日まで延長予定。

(注) この申請書には、以下の書面を添付すること。

(1) 申請者の役員等名簿（別紙2）

(2) その他S I I が指示する書面

この書式は、特設WEBサイトからダウンロードの上出力のこと。

(別紙1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位:円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費の額	補助率	補助金の交付申請額
事業費			定額	
合 計				

この書式は、特設WEBサイトからダウンロードの上出力のこと。

(別紙2)

役員名簿

(注)

役員名簿については、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角)、性別(半角で男性はM、女性はF)、法人・団体等名及び役職名を記載する。

また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

この書式は、特設WEBサイトからダウンロードの上出力のこと。

(様式2-1)

補助事業概要説明書

1.申請者情報

法人・団体等(申請者)名称 カナ			
法人・団体等(申請者)名称			
法人番号			
本社所在地	郵便番号		
	都道府県		市区町村
	丁目・番地		
	建物名		
代表者	氏名(姓)		氏名(名)
	役職		
管理担当者	氏名(姓)		氏名(名)
	電話番号		
	メールアドレス		
法人ホームページURL(トップページ)			
消費税区分			
「消費税を補助対象に含める」場合			

2.省エネ診断等の実績

令和4年度 地域プラットフォーム構築事業		交付決定通知番号	SII-BNA220-01-
H29補正省エネ診断事業		診断機関コード	SS
中小企業等への省エネ診断の実績			
ESCO事業・エネマネ事業による エネルギー管理支援サービス提供実績			
省エネに係る 中小企業等への代表的な支援事例			

この書式は、特設WEBサイトからダウンロードの上出力のこと。

3.事業実施計画

診断対象地域	北海道	-	青森	-	岩手	-	宮城	-	秋田	-
	山形	-	福島	-	茨城	-	栃木	-	群馬	-
	埼玉	-	千葉	-	東京	-	神奈川	-	新潟	-
	富山	-	石川	-	福井	-	山梨	-	長野	-
	岐阜	-	静岡	-	愛知	-	三重	-	滋賀	-
	京都	-	大阪	-	兵庫	-	奈良	-	和歌山	-
	鳥取	-	島根	-	岡山	-	広島	-	山口	-
	徳島	-	香川	-	愛媛	-	高知	-	福岡	-
	佐賀	-	長崎	-	熊本	-	大分	-	宮崎	-
	鹿児島	-	沖縄	-	全国	-				
	内部・外部専門家数			名						
	準専門家数			名						
	「設備単位プラン」	省エネ診断実施可/不可	計画数	「まるっとプラン」			省エネ診断実施可/不可	計画数		
空調設備		件	節電プラン						件	
照明設備		件	節ガスプラン						件	
ボイラ・給湯器		件	組合せプラン						件	
工業炉		件								
受変電設備		件								
冷蔵冷凍設備		件								
コンプレッサ		件								
生産設備		件								
給排水・排水処理設備		件	「設備単体プラン」合計				0	件		
デマンド		件	「まるっとプラン」合計				0	件		
事業費	税込み					税抜き				
専門家謝金 ①	0 円			0 円						
補助対象額 ②	0 円			0 円						
診断対象者負担額 ③	0 円			0 円						
旅費 ④	円			0 円						
研修費(不課税) ⑤				0 円						
調整費(不課税) ⑥				0 円						
補助対象経費合計 (②+④+⑤+⑥)	0 円									

この書式は、特設WEBサイトからダウンロードの上出力のこと。

(様式2-2)

4.診断メニュー情報(設備単位)

NO	対象設備区分	独自に提供する診断メニュー内容	
1		その他①	
		その他②	
		その他③	
2		その他①	
		その他②	
		その他③	
3		その他①	
		その他②	
		その他③	

この書式は、特設WEBサイトからダウンロードの上出力のこと。

(様式2-3)

5. 拠点情報

拠点1 (本社所在地)	郵便番号		
	都道府県	市区町村	
	丁目・番地		
	建物名		
	氏名(姓)	氏名(名)	
	電話番号		
	メールアドレス		
拠点2	郵便番号		
	都道府県	市区町村	
	丁目・番地		
	建物名		
	氏名(姓)	氏名(名)	
	電話番号		
	メールアドレス		
拠点3	郵便番号		
	都道府県	市区町村	
	丁目・番地		
	建物名		
	氏名(姓)	氏名(名)	
	電話番号		
	メールアドレス		
拠点4	郵便番号		
	都道府県	市区町村	
	丁目・番地		
	建物名		
	氏名(姓)	氏名(名)	
	電話番号		
	メールアドレス		
拠点5	郵便番号		
	都道府県	市区町村	
	丁目・番地		
	建物名		
	氏名(姓)	氏名(名)	
	電話番号		
	メールアドレス		
拠点6	郵便番号		
	都道府県	市区町村	
	丁目・番地		
	建物名		
	氏名(姓)	氏名(名)	
	電話番号		
	メールアドレス		

この書式は、特設WEBサイトからダウンロードの上出力のこと。

(様式2-4)

6. 内部専門家・準専門家情報

No.	区分	氏名(姓)	氏名(名)	電話番号 メールアドレス	居住地 郵便番号	居住地 郡道府県 市区町村 丁名・番地 建物名	所属点 拠点	法人番号 所属先事業者名称	所属先 郵便番号	所属先 郡道府県 市区町村 丁名・番地 建物名	専門区分 専門区分	所有資格 エネルギー管理士 両方	実務経験年数 10年以上
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													

この書式は、特設WEBサイトからダウンロードの上出力のこと。

(様式2-5)

7.外部専門家情報

No	区分	1 氏名(姓)	2 氏名(名)	3 電話番号	4 居住地 郵便番号	5 居住地 郡道府県 市区町村 丁名・番地 建物名	6 所属 拠点	7 法人番号	8 所属先 郵便番号	9 所属先 郡道府県 市区町村 丁名・番地 建物名	10 専門 区分	11 所有資格	12 実務経 験年数
例	外部専門家	省エネ	花子	00011112222 ichiro-syoene@xxxx.co.jp	1050011	東京都 港区芝公園 4-2-8	拠点1	0000111100001 省エネ	1040061	東京都 中央区銀座 2-16-7 恒産第3ビル7階	調査	エネルギー管理士	10年以上
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													

公募に関する問い合わせ、相談・連絡窓口

一般社団法人環境共創イニシアチブ
中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金 お問い合わせ窓口

問合せメールアドレス:shindan_info@sii.or.jp
申請用メールアドレス:shindan@sii.or.jp

<受付時間:平日10:00~12:00、13:00~17:00(土曜・日曜・祝日を除く)>

ホームページ:<https://sii.or.jp>